

年 月 日

山口県労働委員会 審査委員(長) 様

住 所  
名 称  
代表者

## 最 後 陳 述 書

山労委令和 年(不)第 号 不当労働行為救済申立事  
件に係る審問について、労働委員会規則第41条の8第1項の規定により、下記のとおり  
最後陳述します。

記